

ホームヘルプサービス訪問介護利用料金

1. 訪問介護費（要介護 1～5） ※令和 6 年 5 月 31 日まで

・身体介護 1・II（20 分以上 30 分未満）	268 単位
・身体介護 2・II（30 分以上 60 分未満）	426 単位
・身体 1 生活 1・II （20 分以上 30 分未満の身体介護 + 20 分以上 45 分未満の生活援助）	340 単位
・身体 1 生活 2・II （20 分以上 30 分未満の身体介護 + 45 分以上 70 分未満の生活援助）	411 単位
・身体 2 生活 1・II （30 分以上 1 時間未満の身体介護 + 20 分以上 45 分未満の生活援助）	498 単位
・生活援助 2・II（20 分以上 45 分未満）	198 単位
・生活援助 3・II（45 分以上）	242 単位

2. その他の加算

・介護職員処遇改善加算 I	所定単位数 13.7%
・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数 2.4%
・初回加算	新規に訪問介護計画書を作成したご利用者に対し、一回に 200 単位の加算
・特定事業所加算	所定単位数の 10% を加算
・緊急時訪問介護加算	居宅サービス計画書にない訪問介護（身体介護）を行った場合、一回につき 100 単位の加算
・割増加算	早朝（午前 6 時～午前 8 時） 通常単価 × 25% 夜間（午後 6 時～午後 10 時） 通常単価 × 25%
・交通費	通常の事業実施は無料 地域外の場合は、通常の実施地域を超える地点から、片道 1 km あたり 30 円
・キャンセル料	当日のキャンセルの場合は、一回につき 1000 円をいただきます。
・地域区分	5 級地 単価：10.70 円

3. 減算

①同一建物減算	指定訪問介護事業所における 1 月あたりのご利用者が同一の建物に 20 人以上住居する建物の利用に対し、指定訪問介護をおこなった場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。
---------	---